

# 令和5年度 第1回尾鷲市の国民健康保険事業の運営に関する協議会 議事録

開催日時：令和5年8月24日（木）午後7時～午後8時

開催場所：尾鷲市立中央公民館 1階 視聴覚室

委員数：15名

出席委員数：8名（欠席7名）

事務局出席者：7名（市民サービス課…湯浅課長、古戸係長、清水、中森、山崎  
税務課…三鬼課長、相賀係長）

## 【会議内容】

### 1. 開会

（事務局：市民サービス課）

本日はご多忙のところ、夜遅くにお集まりいただき、誠にありがとうございます。

定刻となりましたのでただいまから令和5年度第1回の尾鷲市国民健康保険事業の運営に関する協議会を開催いたします。

まず初めに、本協議会の委員の皆様につきましては令和3年4月1日より3年間の任期で就任いただいているところですが、本年4月1日より保険医または薬剤師を代表する委員として、山口 薫生（やまぐち しげお）委員に代わり松井 俊哉（まつい としや）委員に、また、7月1日より公益を代表する委員として、佐野 茂機（さの しげき）委員に代わり、本日は欠席していただいておりますけど、須賀利区長の中井 修（なかい おさむ）委員に新たに就任していただいておりますので、ご報告させていただきます。

続きまして、本日は令和5年度の第1回の会議ということになりますので、まず事務局の紹介をさせていただきます。

### 【事務局の自己紹介】

まず私になりますけども、市民サービス課長の湯浅と申します。平成27年の1月からですね、28年の3月まで1年3ヶ月、国保の古戸の立場としてお世話

になったんですけども、またちょっと出戻ってきてしまうことになったので、よろしくをお願いします。

では、私の方からですね、事務局を順番に紹介させていただきます。

(以下省略)

以上となります。今年度もどうぞよろしくお願いいたします。

それでは引き続き会議を進めさせていただきたいと思います。

本会議の成立の可否についてご報告申し上げます。

ただいまご出席していただいております委員さんは、15名中、8名でございます。

本日の会議につきましては、尾鷲市国民健康保険規則第3条の規定にする開催の要件を満たしていることをご報告申し上げたいと思います。

それでは尾鷲市国民健康保険規則第4条第1項の規定に基づき、会長が議長となり議事を整理し、会務を総理するとなっておりますので、ここで議事の進行を塩津会長にかわらせていただきます。会長よろしくをお願いします。

(会長)

はい、わかりました。

皆さん改めましてこんばんわ。ただいまから私が議事進行をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

座って失礼します。

なお本協議会を開催するに当たりまして、まだまだコロナウイルスに気を許すわけにはいきませんので、予防対策といたしまして、短時間で議事を進めるため、委員の皆様には、ご理解とご協力をよろしくお願いをいたします。

では、事項書に基づきまして、会議を進めさせていただきます。

まず初めに議事録署名委員さんの選出を行いたいと思いますが、私の方から指名をさせていただきますことでよろしいでしょうか。はい、異議なしの声をいただきました。

それでは松井俊哉委員さんと西田育美委員さんをお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

(松井俊哉委員・西田郁美委員)

はい。

(会長)

はい、それでは松井委員さんと西田委員さんにはよろしくお願いをいたします。

それでは議事に入りたいと思います。

議題 1 「国民健康保険事業令和 4 年度決算（案）」について事務局の方から説明をお願いいたします。

（事務局）

それでは、古戸から説明させていただきます。

説明に入る前に、本日の資料の確認だけさせていただきたいと思います。先般お送りいたしました資料が資料 1 と 2 となっていると思います。本日はその資料に基づき説明させていただきますが、資料の方は全部お揃いでしょうか。本日は資料 1 をメインに、資料 2 を参考資料として使用させていただきたいと思います。

それでは国民健康保険事業、令和 4 年度決算案についてご説明申し上げます。

まず、資料の訂正をお願いします。令和 3 年度決算状況についてとなっておりますが、正しくは令和 4 年度です。申し訳ございません。

歳入の令和 4 年度、令和 3 年度の比較となっております。

令和 4 年度歳入、収入済額が 21 億 7340 万 1807 円で、令和 3 年度 23 億 259 万 3391 円より 1 億 2919 万 1584 円、5.61%の減少となっております。

1 款、保険税においても、対前年比収入済額で約 2158 万円 5.68%の減少となっております。

ここで参考資料の方の資料 2 の 1 ページをご覧ください。同時に見ていただく格好になります。

国保加入者の状況ですが、加入者数が年度末の状況で、7.3%の減少。年平均で 5.54%の減少となっております。これは団塊の世代が 75 歳に到達し、後期高齢者医療保険制度に移行したことが主な要因です。

加入者数が減少したことで、国保会計全体が減少したと考えられます。

資料 1 の 1 ページにお戻りください。

次に 2 款県支出金の普通交付金で支出済額が約 7,215 万円の減少となっております。

参考資料の資料 2 の 3 ページをご覧ください。

普通交付金は、医療機関や加入者に支払う保険給付費、医療費に対する県からの交付金です。普通交付金の増減は特に問題ありません。保険給付費、医療費も同じように増減しているからです。

資料 1 の 1 ページにお戻りください。

次に 2 款県支出金の特別交付金で約 1,732 万円の減少となっております。

資料2の4ページをご覧ください。

県独自の基準により、保健事業や国保事業に対する取組結果が評価され交付されます。

市としては国、県の評価基準に則した取り組みを行い、交付金取得に努めておりますが、国保会計全体の減少により昨年度より減少しております。

資料1の1ページにお戻りください。

次に4款繰入金、再掲の財政調整基金繰入金についてです。昨年度より約900万円増加しています。

資料2の5ページをご覧ください。

令和2年度に税率改正を行ったことで、基金を取り崩さなくても令和2年度、令和3年度は予算を組むことができました。しかしながら令和4年度は基金を取り崩さなければ予算を組むことが出来なくなりました。これは令和5年度も同じです。基金は現時点で2億円以上積立がありますが、枯渇すると財政破綻となりますので、今年度については今のところ問題ないと考えますが、次の税率改正を議論していく必要があります。

資料1にお戻りください。資料1の2ページをご覧ください。

歳出の令和4年度、令和3年度の比較となっております

令和4年度 歳出 支出済額で、21億5,483万7,742円で令和3年度22億8,607万4,828円より1億3,123万7,086円、5.74%の減少となっております。

2款保険給付費をご覧ください。対前年比支出済額で約7,732万円、4.8%の減少となっております。

資料2の7ページをご覧ください。

歳入の普通交付金の項でも説明しましたが、保険給付費、医療費の減少は保険者数の減少が考えられます。加入者数の減少と同じような割合で減少しているからです。

資料2の8ページをご覧ください。

医療費総額は市の負担7割と皆さんの窓口負担3割を足したものです。

「尾鷲市は医療費が高い」という時の医療費は10割分の医療費のことを言います。

資料2の9ページをご覧ください。

市国保加入者1人当たりの医療費をまとめた表となっております。

令和4年度については現時点の数字で確定値ではございませんが、医療費総額は減っているのに1人当たり医療費は増加しています。県平均と比べてもかなり高く、県下でトップ5に入っています。

資料1の2ページにお戻りください。

次に3款国民健康保険事業納付金についてです。支出済額が約3,135万円の

減少となっています。

参考資料の資料2の10ページをご覧ください。

主な要因は令和2年度に交付された前期高齢者交付金等の精算によるものです。

資料1の2ページにお戻りください。

次に5款保険事業費についてです。支出済額約2,373万円の内訳につきましては、参考資料の資料2の11ページをご覧ください。

主な内訳はこの表のとおりです。例年の課題となっています特定健診については参考資料の資料2の12ページをご覧ください。

ここしばらく受診率は増加しておりましたが、令和4年度について、残念ながら0.3ポイント減少してしまいました。下がった主な要因は受診券を発送した7月、8月頃に市内のコロナ禍の発生と重なったことが要因であると考えております。

資料1の2ページにお戻りください。

最下段をご覧ください。

令和4年度決算で歳入21億7,340万1,807円から歳出21億5,483万7,742円を引いた1,856万4,065円が令和5年度へ繰越します。

資料1の3ページをご覧ください。

令和4年度、令和3年度単年度収支の比較です。

歳入から基金繰入金と繰越金を、歳出から基金積立金を引いた数字の比較で令和4年度で5,426万502円の黒字であることが分かります。

資料1の4ページから7ページは資料なので飛ばします。ご了承ください。

資料1の8ページをご覧ください。

「国民健康保険税の状況」についての、前年度との比較表でございます。

保険税調定額、収納額ともに、国保加入者数の減少や、加入者の所得の減少、低所得者に対する軽減措置の拡充などから、減少しています。

まずは、言葉の説明ですが、調定額とは、保険税の課税額、つまり、保険税としてお支払いいただく金額ということです。

また、収納額とは、実際に、加入者の皆様にお支払いいただいた金額ということです。

ですので、調定額と収納額は異なった数字となっています。

表の左側に、全体と記載している部分をご覧ください。その中の、現年度の小計欄、薄くグレーになっている部分をご覧ください。

令和4年度の現年度分においては、収納額が、前年度に比べて、2,012万8,700円の減少となっています。

また、現年度分の全体収納率ですが、還付が未だされていない分も含まれてのものとなりますが、93.41%、過年度分の全体収納率は22.08%となっており、現年度、過年度とともに、前年度よりも下がっています。コロナ禍であったことが収納率悪化の要因ではないかと考えられます。

続きまして、9ページをご覧ください。

「1人当たり保険税額（現年度）等の比較」についてです。

表の左欄に、全体と記載してある部分をご覧ください。全体の下から2段目、令和4年度の1人当たり保険税額、つまり、保険税としてお支払いいただくべき金額については、9万3,505円で、前年度に比べて、290円の微増となっております。

続きまして、10ページをご覧ください。

保険給付費の状況についてです。

保険給付費は、大きく分けて、一番上から、療養給付費、療養費、次ページの高額療養費、その他の給付の4つに分けることができます。

一番上の表、療養給付費についてです。

療養給付費とは、医療費10割のうち、保険者である市が負担する7割分などのことです。表の一番下、全体の部分をご覧ください。

前年度と比べて、全体額として6,304万8,570円減少していますが、1人当たりで見ると、3,329円増えています。

続きまして、11ページをご覧ください。

高額療養費についてです。高額療養費は、自己負担額が高額となった場合、保険者である市が負担する費用となります。表の一番下、全体の部分をご覧ください。

前年度に比べて、全体額も、1人当たりも減少しています。これは、医療費の比重が高い団塊の世代が75歳に到達し、後期高齢者医療保険制度に移行したことが主な要因と考えられます。

続きまして、12ページをご覧ください。

「1人当たり保険税・現年度分調定額及び、療養諸費・費用額の推移」についてです。平成29年度から令和4年度までの経年で見てみたいと思います。

まず、保険税からです。上の表の2段目をご覧ください。令和4年度の1人当たり保険税額、つまり、保険税としてお支払いいただくべき金額については、現年度分で、9万3,505円で、前年度に比べて微増ですが、平成29年度は、7万9,113円でしたので、29年度を100とみると、令和4年度は118で、増加していることが分かります。令和2年度から税率を改正しているからです。改正内容

については資料2の21ページに記載しております。

次に、療養諸費 費用額についてです。3段目をご覧ください。まず、療養諸費 費用額とは、医療費や補装具など、10割分のことです、「尾鷲市は医療費が高い」という場合の、医療費のことになります。

1人当たり療養諸費費用額、つまり、医療費は、令和4年度は、45万7,132円で、前年度に比べて、3,796円増加しています。

医療費については、国保加入者数の減少などにより、全体額は減少していますが、1人当たりになると増加しています。

また、平成29年度は、43万1,984円でしたので、29年度を100とみると、令和4年度は106と、増加していることが分かります。コロナ禍の間、減少していましたが、結局、尾鷲市の医療費は、増加していることになります。

医療費が増加すると、県全体の医療費も膨らみ、県に納める納付金も増加しますので、ますます、収入不足となってしまいます。

続きまして、13ページをご覧ください。

「財政調整基金の推移」についてでございます。財政調整基金は、国保の貯金のことです。

本市の国保事業は、令和4年度より基金を取り崩し、費用の不足分に充てることで、運営している状況にあります。

令和3年度末の基金残高1億9,693万4千円に、令和4年度中に、6,122万2千円を積み立てて、900万7千円を取り崩しましたので、令和4年度末の基金残高は、2億4,914万9千円となりました。令和5年度もまたこの後で取り崩してまいりますのでこの金額より多少動いております。

以上で、「国民健康保険事業 令和4年度決算案」についての説明とさせていただきます。

(会長)

はい、ありがとうございました。ただいま事務局の方から説明のありました「国民健康保険事業令和4年度決算(案)」について何かご質問がございましたらどうぞ。

(事務局：古戸)

20億とかの世界でピンとこないですよ。ほとんどが医療費です。

今は医療費を一旦県の方に積み立てて、県の方からもらうっていう歳出にあります。納付金という格好で、県医療費として、もっと集めていただいて、県の

方から、普通交付金という格好でバックして戻ってくるというのが平成30年度からの仕組みになってますので。

(事務局：湯浅)

結局被保険者の数は減ってるんですけど、医療費はそこまで減ってないっていう統計が出ておりますので、やっぱり1人当たりの高額な医療とかですね、保険対象になるがんの高額な薬が保険対象になってきたとか、そういうのをトータルして考えてみると、それらが原因なのかなという感じはしております。

僕がおった当時っていうのは1人当たり37~38万だったんですよ。今説明にあったように、45万とかに単価はなってますので1人当たりの。そういうところから考えてみると、要因としてはそういうところなのかなと。

(会長)

私も歯医者へ行って2000円ぐらい払うじゃないですか、ちょっと高いなと思うけど、結局1割負担なんで、総医療費は2万円ということだよ、元々。そのうちの1割を払っていると。それから国保をあれするとあんまり病院もなるべく控えて行かないようにせないかんのじゃないかと…

(事務局：湯浅)

尾鷲市の特徴と言っているかわからないのですが、何十億あるうちの薬の値段が医療費の中でも多いんですよ。高額な薬もやっぱり保険対象になってきたということとかもあると思うのですが、それでも相当大きいと思うんです。透析も多いですね。

(松井委員)

やっぱり高額っていうと、昔は助からない命も透析で助かってきて、市民の高齢化に伴ってということですね。

(事務局：湯浅)

透析患者も確かに多いことは多いですけど、透析患者は例えば後期高齢者であるとか、社会保険の所もあるし、国保の人もいるんですけど、尾鷲って、多分人口割合からいったら、相当透析患者って多いはずなんです。尾鷲総合病院の一役を担うとっていいと思いますのでね、収入のうち。

(松井委員)

薬は意外でしたね。ジェネリックになってきてガクッと安くなってきたと思  
っていたんですが。

(事務局：湯浅)

アナウンスはしていているんですが、それにしても薬は多いです。

(川上委員)

税務課の方見えるんで一つちょっと質問したいんですけど、8ページに収入  
額っていうのありましたね。それで、やはり昔みたいに国保税を滞納するとかっ  
ていう人は今でもみえるんですか。自分の通帳から引き落としする人ばかり  
じゃないんですね、年金のあれからとか。滞納っていうのはあるんですかねやっ  
ぱり。

(税務課)

納付方法もいろいろありますけれども、その中でもご覧のような滞納繰越分  
という形であがっています。

滞納にならないためには、やはり現年度、その年の国保税を納入していただく  
ということが一番大切ということで、現年度の国保税に対しての納付をまずは  
しっかりと高めていただくっていうふうな取組みをしています。一方でですね、  
滞納繰越になっている部分についても、いろいろ納付相談等に応じながら、悪質  
な場合に対しては、県の回収機構というところとの協力、当然最終的には差し押  
さえ等のこともございますので、そういうふうな中で県の機構の力とかをお借  
りしながら、連携して、納付という形につなげていきたいと思っており、税の公  
平性というような形で取り組んでおります。

(事務局：古戸)

昔に比べてかなり厳しくなっていて、差し押さえなんかもバンバンやってい  
るんですけども、やはりコロナ禍で収入が下がってきた人や仕事辞めたって  
いう人から無理やり取るわけにもいかないので、そういうことがあって、収納率が  
若干下がったんだと思います。

(川上委員)

わかりました。

(会長)

はい。それではみなさん他にご意見ございますか。

(川上委員)

尾鷲の国保系には、保健師が配属されていないものですから、そういう情報が、保健センターの方の保健師の方にきちんと行っているのでしょうか。

(事務局：古戸)

はい連携は絶えずしております。後で説明をさせていただくのですが、今年度にデータヘルス計画っていうのを作るんですけども、それはその保険事業をスムーズにするためのデータ機計画なので、うちの方で作ったのを、福祉の方と連携して保健事業のために役立つ資料を作るっていうことになっております。

(川上委員)

その資料のみじゃなくて、保健事業の中で、そういう健康作りがどのように入っているのでしょうか。

(事務局：古戸)

そうですね、特定健診事業等ではですね、うちの方で特定健診の事業は、まず輝佐子さん(川上委員)にも回っていただいて、特定健診に行ってくださいっていうのを言ってもらってると思うんですけども、その中で、僕らみたいにデブになっとくるとメタボで引かかるので、そういう人らを今度は健康作りの係の方に案内して、向こうから保健指導という格好で、保健師さんに回ってもらったり電話してもらったりしています。

だからまずは、とりあえず成人病にならないようにちょっとでも特定健診から特定保健指導に繋げております。県の方もですね、特定保健指導の方に今年度からものすごい力入れておまして、特定保健指導の初期面談のために県から栄養士さんを派遣してもらったりして、このように福祉の連携で、事業をやっております。

(川上委員)

今私が受診率のお手伝いをしてるっていうのは、この委員とは関係なく、かつて市町の保健師をしていたOBが国保連合会から委託を受けて、「なぜ検診を受けなかったんですか。」というような調査に市町の保健師のOBが回ってるんですが、尾鷲市においては、それに私が指名されているんです。

そうすると、役所から通知をもらっても、3年4年一度も受けたことがないっていう人もたくさんいるんですよ。親も受けてない、その子供である50代の息子も受けてないなど、検診を受ける癖がついてないんですよ。

そこら辺を保健センターの保健活動の中でもうまく取り入れて、例えば婦人会の総会の中で、そういう保健師さんと呼んで、特定健診の意義とかいうのを総会の中で講演をしてもらうというような方法を入れたり、老人会の総会の中で、上手に年をとるためには、そういうような癖をつけなあかんというようなことを婦人会さんや老人会さんに協力してもらって、保健師さんに講演をしてもらうというような方法も、いくらでも取れると思うんですわ。

(会長)

がん検診を見とつても、割合そんなに混んでないんですよ。あと自分で病院かかって見える人は特定健診を受けなくてもいいみたいな考えを持つてる人が多いので、そうではないっていうことちょっとやっぱり啓発していかなあかんと思います。

(事務局：湯浅)

輝佐子先生(川上委員)は僕が国保にいたときからずっと協力してくれてるんですけども、結局なんの形にも見えてきてないじゃないかってことをおっしゃったと思うんです。結局健康作りって、本来、国保であろうが、社会保険であろうが、高齢者であろうが若年者であろうが何も関係ないと思うんですよ。結局我々は我々で社会保険の方で健康診断を受けてますし、後期の方は後期の方で受けられるでしょうし、いろいろな保険制度の中で人間ドック行ったりとかしたりしてると思うんですけど、それって、究極どこでもいいんですよ。ただ、健康で、年を取っていただきたいっていうことを、どうにか形にしたらいんじゃないかなってことおっしゃってみえるんだと思うんですよ。市民サービス課っていうのは幸いなことに、コミュニティセンターっていうのを各それぞれの地域に持ってます。その中で、例えば今おっしゃっていただいたように講座の中で、その特定健診のお話の講座を入れてもらうとか、そういう方法でいくらでもうちの方で取れますので、それをまたちょっと検討してみたいと思います。どうもありがとうございます。

(川上委員)

ぜひよろしく申し上げます。ありがとうございました。

(会長)

他には何かご意見よろしいでしょうか。それでしたら、議題1「国民健康保険事業令和4年度決算(案)」について、賛成の方は挙手をもってお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。それでは、賛成の方は挙手をお願いいたします。

## 《 挙手全員 》

「挙手全員」でありますので、議題1の方、「民健康保険事業 令和4年度決算案」承認をされました。

それではその他の項に入らせていただきます。事務局の方から何かございますでしょうか。

(事務局：古戸)

はい、再び古戸が説明させていただきます。その他についてですね、事務局から3つほど連絡させていただきます。

効果的、効率的な保健事業を実施するため、医療費データや健診情報等のデータ分析を行うため、令和6年度から5年間の第3期データヘルス計画を策定することになりました。入札等を行い、分析業者等を選定いたしましたので、次回11月頃に開催する運営協議会においてデータヘルス計画の内容を説明させていただきます。

次に、国の令和5年度税制改正において、令和4年度に引き続き、賦課限度額の引き上げが示されております。本市において、賦課限度額の引き上げは、加入者への告知のため、1年遅らせて運営協議会に諮問し、答申をいただいて、国民健康保険税条例の条例改正を行っております。次回11月開催の運協にて諮問する予定です。

また、国において7月20日付で健康保険法の一部が改正され、国保加入者が出産した場合、令和6年1月から国民健康保険税の一部を免除することになりました。本市においても国民健康保険税条例の変更が必要になりますが、国からの参考条例等の通知が遅かったことから12月議会において議案上程する予定となっております。こちらについては加入者に有利な改正ですので、報告事項となっております。こちらも次回の運協で内容を説明させていただきます。

(会長)

はい、わかりました。他には、ございませんでしょうか。

税務課の方も何か言いたいことなどはありませんか。

(税務課)

はい、大丈夫です。

(会長)

委員会の方はどうでしょうか。

(千種委員)

先ほどの特定検診、あれは私も3ヶ月に1回総合病院に採血に行つて薬をもらってくるんだけど、前はそれをしていたら良いと思っていたのね、そしたら保健師の人に、いやそれだけではあかんのやっつて、やっぱり少なかったら、市は県から判別こないの、ぜひ受けてほしいっていうことを聞いてそれから受けるようになった。

(事務局：湯浅)

基本的には特定健診とか健康診断っていうのは、我々としては年に1回は必ず受けていただきたいんです。ただ、先ほど会長も千種さんもおっしゃっていただいたように、そう思っている人が多いので、それはやっぱりこちらのアナウンス不足もあるんだと思います。そこはいい意見をいただきましたので、我々としても、どうすれば市民の方に周知できるのかとか、先ほど輝佐子先生(川上委員)もおっしゃっていただいたように、もっと年寄りの方でも若い方でも集めてですね、特定健診の重要性だとか、そういうのを講演なり説いて行く場があったらもっといいと思います。

(会長)

過去にも社協でミニ健康展があつて、そのときに小川たか子さん(以前の国民健康保険係長)が「私ら病院行つとるで大丈夫」っていう人が多いということで、いやそうじゃないということを説明したという経緯もあつて、やはり常に啓発をしていかなあかんというのがあります。

(事務局：湯浅)

そうですね。だから僕らも年に1回人間ドックを受けてますけど、自分の体がどう変化しとるのか推移を見てみると、太ってきて、ますます体が悪くなっているっていうのを毎年実感するんですよ。そういうのはやっぱり数字として年度年度で並べていくと、体は変化していつてるんだなっていうのがこっちもよくわかってね。やっぱりそうなるとう度は、木場先生(木場委員)とかも、トータル的に見て、どうしていくべきかというのをデータとしても取りやすくなるし、良い方に繋がっていくのかなというふうに思います。しかしやっぱりPR不足ですね、そこは改善していきます。

(川上委員)

私は津の市役所にいたんですけど、そのときに老人会や婦人会にお話しさせてくださいとお願いしたりしていたので、ぜひ婦人会で健康づくりについて保健師さんに講演してもらおうよう言っていたきたいですね。

(事務局：湯浅)

わかりました。ではまず婦人会からですね。

(川上委員)

よろしくお願ひします。

(会長)

ありがとうございました。他の先生方もよろしいでしょうか。

ないようですので、これをもちまして令和5年度第1回尾鷲市の国民健康法保険事業の運営に関する協議会を閉会いたします。

本日はどうもお忙しい中、誠にありがとうございました。どうぞ気を付けてお帰りください。